

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

新	旧																																								
<p>別表 3</p> <p>4 加入者情報 Web 端末</p> <p>(1) 入力 (略)</p> <p>(2) 出力</p> <p style="text-align: center;">機構加入者への出力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規程又は規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>振替先口座照会</td> <td>午前 8 時 30 分から午後 8 時まで</td> <td>(略)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>被照会状況の問合せ</td> <td>午前 8 時 30 分から午後 8 時まで</td> <td>(略)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表 4 表 (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 振替未了又は振替不能の別欄において「振替未了」となっている種類の振替請求においても、減少の記録をすべき機構加入者口座が</p>	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	振替先口座照会	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで	(略)	-	被照会状況の問合せ	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで	(略)	-	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表 3</p> <p>4 加入者情報 Web 端末</p> <p>(1) 入力 (略)</p> <p>(2) 出力</p> <p style="text-align: center;">機構加入者への出力</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データの種別</th> <th>データ授受の時間</th> <th>規程又は規則</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>振替先口座照会</td> <td>午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分から午後 4 時まで</td> <td>(略)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>被照会状況の問合せ</td> <td>午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分から午後 4 時まで</td> <td>(略)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表 4 表 (略)</p> <p>(注)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 振替未了又は振替不能の別欄において「振替未了」となっている種類の振替請求においても、減少の記録をすべき機構加入者口座が</p>	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	振替先口座照会	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	(略)	-	被照会状況の問合せ	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	(略)	-	(略)	(略)	(略)	(略)
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
振替先口座照会	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで	(略)	-																																						
被照会状況の問合せ	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで	(略)	-																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
振替先口座照会	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	(略)	-																																						
被照会状況の問合せ	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで ただし、特定日は、午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	(略)	-																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						

信託口の場合又は信託財産表示がされている分を指定した振替請求の場合であって、当該機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がないとき又は振替実行条件のうち減少の記録をすべき数の充足に係る条件が満たされていないときは、振替不能として取り扱う。

信託口の場合又は信託財産表示がされている分を指定した振替請求の場合には、振替不能として取り扱う。

2. 附則

この改正規定は、平成 22 年 10 月 18 日から施行する。ただし、別表 3 に係る改正規定については、平成 22 年 10 月 12 日から施行する。

以 上